

平成 21 年 1 月 20 日 環境農政常任委員会

服部委員

おはようございます。それでは、時間も余りないものですから、初めから伺います。

今、部長から御説明受けました件に関しまして、何点か質問させていただきます。

部長が第四次緊急経済対策において、この環境農政部としての取組の概要について緊急にかかわる施策ということでの御報告でございました。そのことについては、確認いたしますが、この施策の取りまとめの基本的な考え方としては、非正規雇用労働者を中心とした解雇、雇止めが社会問題化するなど、急速に悪化する雇用情勢に対応するため、この第四次緊急経済対策を追加して対策の強化を図った。今、部長の御説明、本部にかかわる施策はその目的にのっとったものであるというふうに受け止めました。そういうことでよろしいですか。

もう一つは、その観点に立って、部長から説明のあった諸施策は煮詰められておって、これで十分ですか。また、第五次も考えているというような想定での第四次ですか。

環境農政総務課長

今、服部委員からお話がありましたとおり、今現在置かれている我が国あるいは本県のいわゆる非正規雇用の雇止め等に係る緊急的な一つの雇用の対策、それからもう一つは、いわゆる金融不安等に基づく経済対策ということで考えていまして、我々いたしましたしては、農林水産業等へこの機会に就職を希望される方がいらっしゃれば、そういうような方に対していろいろな情報を提供しながら、あるいは訓練等を受けていただきながら、就職あるいは担い手になっていただきたいというふうに考えております。

また、海岸の清掃の関係ですとか、不法投棄のパトロールの関係につきましても、短期間の雇用ではございますが、新しい就職先等を見付けるための緊急的な雇用ということで、手持ちの予算の中の余っている部分を活用させていただいて、このような形の雇用を促進していくというように考えております。

ただ、これはあくまでも第四次ということでございますので、今後、国の第2次補正等が決まりました段階で、更に新しい対策等を考え、できるだけ速やかに非正規雇用の方が正規の雇用につながるような形の対応を引き続き考えてまいりたいというふうに考えています。

服部委員

ということは、国の流れも一方では認めていながら行ったと。手持ちの予算ということですからすべて県単ですね。この予算の財源については、手持ちの予算というわけだから、平成20年当初計上した中からどのようにねん出したのか。または、2月定例会で補正予算を組むのか。どのぐらいの予算が全体としてかかり、どのようにねん出したかを、技術的なところまで踏み込んで教えてください。

環境農政総務課長

今、委員の御質問にございましたとおり、今回の予算につきましても、当初予算に計上された範囲で、例えば当方で行っているいろいろな委託ですとか、事業等の執行に伴って入札執行等の中で残ったもの、そういうふうなものをかき集めて、その中でできる範囲の雇用につなげたいということで組んだものでございます。したがって、今回の第四次対策に関しては新たな予算を追加して求めているというわけではございません。

しかしながら、実際に雇用が厳しい状態の中で、どのような対応をしていくのかという

ことにつきましては、環境農政部だけではなくて、ほかの部局とも今後の中で検討しながら、必要に応じて、2月に補正予算を組んでやるのかどうか、あるいは当初予算で対応する中でやっていくのか、現在、国の方の状況をにらみながら検討していきたいと思っております。

服部委員

ちょっと欠けているんだが、全体としては幾らだったということが欠けています。お答えください。

環境農政部政策企画担当課長

環境農政部関係だけですが、約500万円になります。

服部委員

本当に少ないね。僕、大体15分程度の質疑を予定していますが、その間にお話ししたいと思っておりますが、予算が500万円。それで冒頭申し上げた目的に沿った雇用の確保、その対象者は冒頭申し上げた。もう言いません。そういう対象者の人数の確保について500万円ということになるわけですが、どのような積算をしたのか。それでは皆さん方の言っている緊急経済対策として、非正規雇用労働者を中心とした解雇、雇止めが社会問題化しておる、急速に悪化する対策の強化を図るためにこのようにした。500万円で、実雇用者数は何人ぐらいとお考えですか。延べじゃなくて実雇用者数。できれば海岸ごみの延べ200人とか、不法投棄の延べ80人、林道危険箇所の延べ30人等を中心とした実雇用労働数を御報告いただきたいと思っております。

環境農政総務課長

先ほどの資料に記載させていただいておりますけれども、資料の3ページ、参考のところでございます。

I 県民生活の安定対策の中の、1 緊急雇用確保ということで、(1)から(3)まで記載してございますが、例えば海岸ごみ清掃の強化につきましては、2月から3月までにかけて延べ50日程度としております。トータルで延べ200人日となっておりますので、4名程度の雇用を考えております。

同様に、(2)不法投棄夜間・早朝パトロールの充実強化につきましては、延べ40日で延べ80人日程度でございますので2人程度、それから、(3)林道危険箇所の安全対策の実施につきましては、延べ30人日と書いてございますので、4人程度を想定しております。

服部委員

分かりました。

それで、何も環境農政部だけで第四次対策を推進するわけじゃないからいいと思っておりますが、ここでは全体は聞きません。緊急経済対策調査特別委員会が設置された折でもございますので、それで人数も分かりましたが、まだまだ拡大していかなくやいけないのかなというふうにも思います。

昨日のテレビを見ていても、派遣労働者の解雇については、新年度、神奈川県は代替電力関係でも2,300から2,500人ぐらい発生する可能性が大であるということが報道をされておりました。他の産業等を入れると、神奈川県も本当にこれはかなり深刻な課題として、社会的、政治的、経済的な課題として、本県が行政としての役割を果たしていかななくてはいけないというふうに思います。

いずれにいたしましても、テント村、派遣村等ができないだけでも、私たち県民といたしましてもある意味ではほっと胸をなでおろしているところです。そういったことを想定

しなければいけないのかなと、隣ではそういう状況ではございますから、油断なく進めていただきたいと思います。

それで、個別的にちょっと伺っていきますが、予算の補正については、国から第2次補正等が各都道府県等に来れば、県の補正予算に盛り込むか、新年度予算に盛り込むか、様々またいろいろお考えがあるでしょうから、やっていっていただいて、この500万円で今はしようがないのかなと思いますが、まさか余ってあふれたものの流用なんかじゃないとは思いますが、そうかもしれないけれども、足りなかったら補正を組むような勢いがあってもいいんじゃないかなと思っておりますが、それは意見としてはっきり述べておきたいと思います。

個別のお話といたしましては、例えば環境農政部、以下環農と申し上げますが、環農関係では3ページで農林水産業への就業支援等もここに書かれてございます。かながわ農業塾特別コース、就業希望者及び将来的な自立就農を目指す方ということ。こういうふうに書いてありますね、自立的就農、この辺のとらえ方なんです、冒頭申し上げたとおり、この第四次対策というのは、国家が緊急下における対策ということバックグラウンドとして、都道府県が個別的にその趣旨にたがわないように掲げた、本当に地域に根差した個別政策であるべきだというふうに思います。

したがって、経常的な都道府県の不況施策とはおのずと質と方向性とボリュームというのは変わってくるというふうな受け止めて確立していくべきものだろうというふうに思いますから、そのようになっているかどうか御説明いただきたい。

つまり、このかながわ農業塾特別コースについて、就業希望者及び将来的な自立就農を目指す方となっておりますが、どうもその辺は、神奈川県が本来持っている施策事業の趣旨と同じではないかなというふうに思います。これは文言だから、フレーズだから、文書だからこういうものであって、実際は緊急雇用対策のニーズにマッチしていきますよと言うんだったら、それはそれで結構でございます。そういうのは後ほど伺いたいと思っておりましたが、時間もないからとりあえず伺っちゃいますが、例えばこの就業希望者及び将来的な自立就農を目指す方々というのは、そういう意思を確認するのকাশないのか、確認するんだったらどこですか。この人は、県が経常的に待っている自立就農を目指す方である。この方は将来、自立就農を目指す方だと。あるいは、今は、緊急的に雇用の場を与えるというような観点に立つのか、その辺をちょっと整理してお話ししていただきたい。まどろっこい質問で申し訳ないんですが、緊急雇用対策としての皆さん方の意識を伺うために、あえてまどろっこしいけれども伺った次第でございます。

環境農政総務課長

今回、三つの塾を開設しまして、それぞれの担い手あるいは後継者等をここで確保していきたいというふうな形で今回紹介させていただいておりますけれども、実はここでまだ書けないものが、先ほどお話しした中にございまして、今、国の方がやっている第2次補正、あるいは平成21年度の当初予算に向けて、先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、緊急雇用創出事業というのを国の方が考えていると聞いております。

これは、6箇月未満のつなぎの職をつくりまして、就職を一たんしていただいて、本来の自分の就職先をその間に見付けていただくというような形になっているわけですがけれども、実はこちらの方の研修の中には、先ほどお話ししましたチェーンソーとか、あるいは刈払機の研修等がございます。実はこういうふうな機械を操作できることによりまして、それを使った、いわゆる例えば草刈りですとか、あるいは簡単な枝打ち、そういうふうなものができるような一つの技術を身に付けていただいて、そういうふうな緊急雇用の就業、6箇月未満ですがけれども、そういうふうなものに就職をして、一時的ですがけれども就業していただくというような形で考えております。

服部委員

余り僕自身は理解できないんですが、端的に伺います。

資料の4ページで、かながわ森林塾プレ特別コースの実施についてなんですが、くどいようでございますが、募集対象者が出ております。かながわの森林で働きたい方と。チェーンソーとか、その際に必要な技能を短期間だけでも習得するという事なんですが、よく分かるんですよ。よく分かるんですけども、早い話が、かながわの森林で働きたくなっただって、目の前に仕事がないんだから、切られちゃったんだから。今、車でここに来るときに国会の委員会でやっていましたよ。派遣元、派遣先企業の問題の関係をやっておりました。そのこと自体の法的なやりぶすまについて派遣先企業が行うわけでございますが、そこにどう政府が関与していくのか。またそうってしまった結果を地方自治体がどのように受け止めていくのか。正に緊急性ですよ。国会においても法整備がそういう意味ではできてないんだ。その中からこぼれ落ちた、表現が悪いけれども、現実的に経済的な要素もある、法の不整備もある。その中での人たちを放っておけば、派遣もなくなっちゃう。

神奈川もそうなる。

だから、こんなもともと、冒頭僕が言ったとおり、そういう目的があるんだったら、かながわの森林で働きたい方なんて、本当にそんなふうにしてこれを書いたのか、施策をまとめたのかということになっちゃうんだよ。そうじゃなくたって吸収していかなきゃいけないんじゃないの。そういう人たちをちゃんとどうやって受け止めていくかということ。その場で職をやる、その場で賃金をやる、その期間、そういうところを優先するもんじゃないんですかと言っているわけ。そういう状況の中から、神奈川で将来、森林で、または農業で働きたいという人が出てくれば、これは胸をなでおろすことだよというふうには受け止めていたんですが、そうじゃないんですか。

環境農政総務課長

今、服部委員のおっしゃられたとおりだと思います。私どもといたしましては、まず今就職をされていない、要するに解雇をされた方に一時的な就職口、あるいはできるだけ長い期間、新しい就職を探しながら働ける仕事、そういうようなものを緊急的に用意をして、そちらの方に就職をしていただくというふうなことで考えています。

そういった意味では、先ほどお話ししました海岸清掃の強化、そのようなものが2箇月の雇用でございますけれども、まず一時的にこういうふうなものの就職を使っていただいでやっていただきたいと考えています。

それからもう一つは、先ほどちょっとお話ししました、途中になってはいますが、国の方も2次補正で緊急雇用創出事業というものができれば、それで一つの雇用の仕組みをつくりたいと思っております。それに向けた、それに就職するために必要なスキルをここで身に付けていただいて、そういう人たちを優先的に雇用できればなというように考えています。

したがって、今年度については、今私どもが手持ちで用意したもの、あるいは人事課の方と先に最大50人程度というように話をしていますけれども、あと市町村でもそれぞれ雇用を予定しておりますので、そういう中で本当に緊急的な雇用をまずしていただく。それから4月以降に新しい制度の中でつなぎの雇用をしていただきながら、新しい雇用先を探していただくというように考えております。

服部委員

終わります。